

移住支援金補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

海南省移住支援金補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 和歌山県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、和歌山県及び海南省から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 次の場合には、海南省移住支援補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - ア 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 補助金の申請日から3年未満に海南省以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 和歌山県マッチング支援事業、起業支援事業、移住支援事業及び地方就職学生支援事業の実施要領に基づく起業支援事業の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に海南省外に転出した場合：半額
- (3) 上記(2)イからオまでの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けます。
- (4) 海南省移住支援金補助金の申請日から5年間、毎年4月1日における居住状況を報告します。
- (5) 暴力団等の反社会的低力又は反社会的勢力と関係する者ではありません。

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が順守されているかを確認するため、海南省が住民基本台帳の登録状況等の閲覧による所在地確認や、就業先への調査を実施することに同意します。
- (2) 海南省が個人情報について、海南省移住支援事業の実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

(宛先) 海南省長

申請者 住 所
氏 名